

4 独自研修における会員価格について

○会員価格(準会員※を含む)の適用は、

※準会員については、次頁をご覧ください

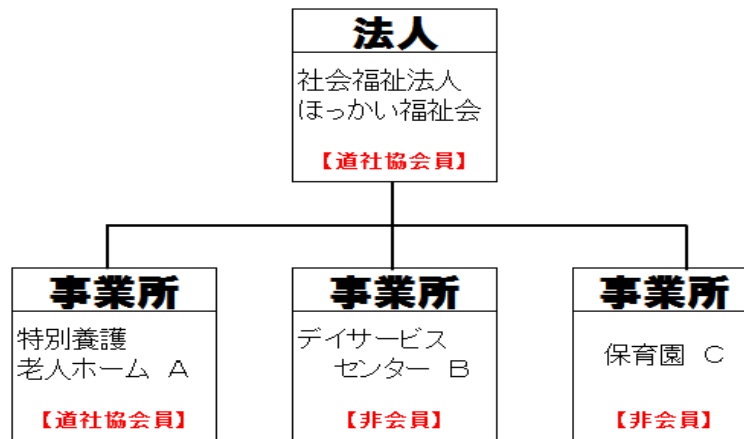
受講される方が勤務している事業所 が加入している場合のみ適用されます。

(所属する法人が会員の場合であっても、勤務している事業所が会員でない場合は会員価格が適用されませんのでご注意ください。)

申込みにあたっては、必ず、受講される方が勤務している事業所ごとに研修受付システムにログインをし、お申込みください。

研修受付システムでは、過去の研修受講履歴も閲覧することができる仕組みになっています。ぜひ、事業所内の人材育成の管理としてご活用ください。

《例》



受講者：法人本部に勤務する鈴木一郎（事務員）さんの場合

例①	勤務する事業所 (社会福祉法人ほっかい福祉会)	適用価格
	会員	会員価格

受講者：特養Aに勤務する佐藤太郎（介護職員）さんの場合

例②	勤務する事業所 (特別養護老人ホームA)	適用価格
	会員	会員価格

受講者：デイBに勤務する木村花子（介護職員）さんの場合

例③	勤務する事業所 (デイサービスセンターB)	適用価格
	非会員	非会員価格

受講者：保育園Cに勤務する山田福子（保育士）さんの場合

例④	勤務する事業所 (保育園C)	適用価格
	非会員	非会員価格



- ▶例①で、法人が非会員の 경우에는、適用価格は非会員価格です。
- ▶例②～④で、法人が非会員であっても、適用価格は上記表と同様となります。

<準会員とは>

平成28年4月より、北海道社会福祉協議会の会員加入要件を満たさない社会福祉施設・事業所等に対して準会員制度を創設いたしました。

準会員の要件、お取扱いについては以下のとおりです。

1 準会員の対象

<対象事業所> ※本会の会員加入要件を満たさない社会福祉施設・事業所等です。

老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、認定子ども園(幼稚園型)、児童家庭支援センター、精神障がい者関係施設 等



下表の会員要件を満たす事業所は、準会員になることはできません！！

会員分類	対 象
第1種会員	市町村社会福祉協議会（政令指定都市を除く）
第2種会員	以下の種別協議会の会員加入要件を満たす事業所 〔社会福祉施設経営者協議会、老人福祉施設協議会、デイサービスセンター協議会、 救護施設協議会、知的障害者福祉施設協議会、身体障害者福祉施設協議会、 母子生活支援施設協議会、保育協議会、児童福祉施設協議会〕
第3種会員	民生委員、ボランティアの代表、市民活動団体・組織及び社会福祉関係の団体
第4種会員	社会福祉関係公務員及び学識経験者
第5種会員	政令指定都市社会福祉協議会
賛助会員	企業（印刷業、書籍・物品取扱 等）

2 研修所における準会員の取扱い ※各研修の開催要綱を併せてご確認ください。

(1) 研修費用について

準会員の研修費用は、各研修の開催要綱に記載している会員価格が適用されます。

(2) 優先順位について

申込多数の場合、北海道社会福祉協議会の会員の事業所と同様に優先されます（独自研修のみ）。



委託研修、指定研修においては、研修費用及び優先順位ともに会員等による取扱いに差異はありません。

注意

研修受付システムにおけるユーザー登録内容の会員分類の変更は、当会にて行いますので、事業所側での変更はご遠慮ください。

3 入会手続き等

入会方法等の詳細のお問い合わせ等につきましては以下にご連絡ください。

北海道社会福祉協議会 企画総務課 (TEL: 011-241-3976)